

～令和7年4月1日一部改正～

【Q:3-1】 専任の主任(監理)技術者の兼務について

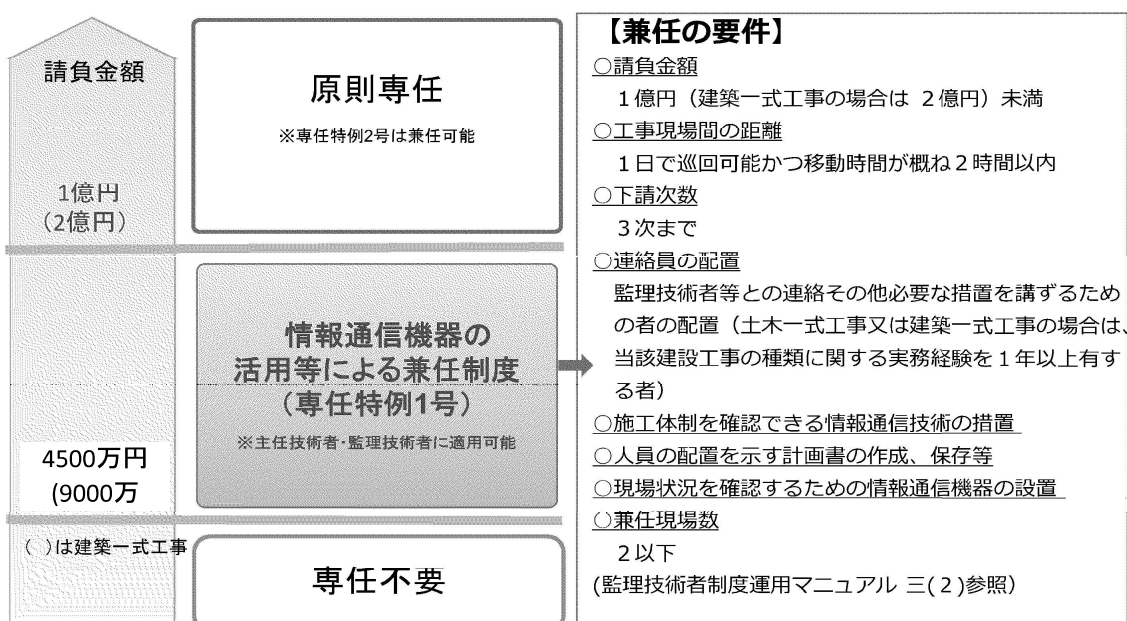
配置する主任(監理)技術者が他の工事を兼務できるか。

【A】

- 建設業許可業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、請負金額の大小に関係なく当該工事現場における建設工事の**施工の技術上の管理**をつかさどる者として、一定の資格又は施工実務の経験を有する**主任技術者**を置かなければならない。
 - 発注者から直接 建設工事を請け負った特定建設業者(特定建設業の許可を受けた者)は、当該建設工事を施工するために締結した**下請契約の請負代金の額の総額が5000万円(建築一式工事の場合は8000万円)以上**となる場合においては、主任技術者に代えて、一定の資格又は施工実務の経験を有する**監理技術者**を置かなければならない。
 - なお、後述する現場代理人(Q3-6)は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負人の代理人であり、主任技術者や監理技術者とは役割等が異なるものであるが、これらを兼ねても工事の施工上支障はないので、**主任技術者(又は監理技術者)と現場代理人の兼任は可能である**と解される。
- 1 請負金額が、いずれの工事も**4500万円未満(建築一式工事は9000万円未満)**である場合は、配置する主任技術者は専任である必要はなく、**兼務が可能**である。
 - 2 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務のみ従事していることをいう。
 - 3 建設工事に配置することが求められている主任技術者又は監理技術者は、請負金額が一定金額以上の場合には工事現場毎に専任で配置することとされているが、技術者の役割が十分に果たし得る範囲においては、下記のとおり**専任配置の特例**が設けられている。

(1) 専任特例1号

専任特例1号は、主任技術者又は監理技術者は専任を要する工事を兼務でき、具体的な要件等は以下のとおり。(建設業法 第26条第3項第1号、同法施行令 第28条参照)



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」(中部地方整備局)より引用

＜「監理技術者資格者制度運用マニュアル」三(2)＞

① **専任特例1号**については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例1号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

1) 各建設工事の**請負代金の額が、1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)**であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

2) 建設工事の**工事現場間の距離**が、同一の主任技術者又は監理技術者がその**一日の勤務時間内に巡回可能**なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の**移動時間がおおむね2時間以内**であること。なお、左記の移動時間は**片道に要する時間**であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段(自動車など)の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

3) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、**下請次数が3を超えていない**こと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との**連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下「連絡員」という。)**を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の**連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者**を当該工事現場に置くこと。

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、**同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能**である。また1つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う(事故等対応含む)ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者(主任技術者)の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

5) 当該工事現場の**施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置**を講じていること。なお、**情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるもの**とし、CCUS 又はCCUS とAPI 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した**人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置く**こと。また、当該計画書は、規則二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

(イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(ロ) 当該建設工事の内容(法別表1上段の建設工事の種類)

(ハ) 当該建設工事の請負代金の額

(ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験(実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載)

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

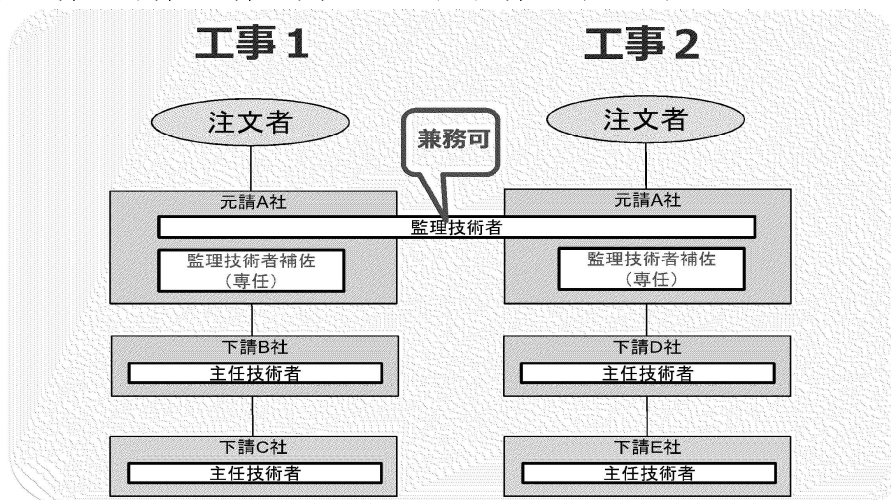
8) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2)～7)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

※専任特例1号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいはDX技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定。

(2) 専任特例2号

監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を、当該工事現場ごとに専任で置く場合には監理技術者の兼務が認められる。この場合、監理技術者が兼務できるのは2現場までである。また、兼任できる工事現場の条件は、同一建設事務所管内もしくは県内で相互の間隔（直線で結んだ距離）が10km程度以内とする。なお、監理技術者補佐になれるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、次のいずれかに該当する者である。

- ・1級の技術検定の第1次検定に合格した者（1級施工管理技士補）（令和3年4月1日施行）
 - ・監理技術者の資格を有する者
- （建設業法 第26条第3項第2号、同法施行令 第28条参照）



「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて」（中部地方整備局）より

＜「監理技術者資格者制度運用マニュアル」三(2)＞

② **専任特例2号**については、監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、適正な施工の確保を図る観点から、**当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任**で置かなければならない。

なお、**監理技術者が兼務できる工事現場数は2**とされている。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から監理技術者の変更を指示することができる。なお、工事現場の数が1であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能であるが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできない。また、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。